

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.9
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

レセプト摘要欄記載

10月診療分からレセプト電算処理システム用コードによる請求開始不備の場合原則「返戻」に

今年4月の改定においてレセプトの記載要領が変更され、電子レセプトによる請求は10月分から「摘要」欄記載について「レセプト電算処理システム用コード」により、該当するコードを選択することとされました。



追加されたコードは医科で1,700、歯科で400以上と膨大な量に及びます。今後入力ที่ไม่十分な場合、記載不備として原則「返戻」されますので、ご注意ください。

そこで、保険医協会に寄せられているコード化に関する質疑応答を以下に紹介しますので、ご参照ください。

質問	回答
1、コードが設けられた点数については、請求の際に必ずコードを使用する必要があるのか。	1、そのとおり。コードを使用しない場合は返戻や査定の対象となる。
2、コードが設けられた記載事項とコードが設けられていない記載事項が混在する点数について、コードが設けられていない記載事項については10月以降、「摘要」欄への記載が不要になるのか。	2、そうではない。コードが設けられていない事項についても引き続き記載は必要となるため、コードが設けられた事項と併せて、従前どおり「摘要」欄に必要事項を記載する。
3、在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料において「往診または訪問診療年月日」の記載がコード化されたが、コード化以前は「往診」「訪問診療(同一建物居住者の場合)」「訪問診療(同一建物居住者の場合)」のそれぞれに分けて年月日を記載していた。コード化以降も同様に分けて記載することはできないか。	3、できない。往診と訪問診療がひとまとめにされているコードであるため、往診等の点数毎に表示を分けることができない。記載要領通知のレセプト表示文言の通りに表示されている必要がある。
4、在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料において、同月内に複数回の往診や訪問診療を行う場合や、往診と訪問診療が混在する場合、年月日の記載は日ごとにコードを入力する必要があるか。	4、そのとおり。同月内に往診と訪問診療が混在する場合は往診料や訪問診療料の項目においても実施年月日の記載が求められる。よって、急性増悪時や看取りを行った月等については、往診及び訪問診療の実施年月日の記載が多岐に渡るようになるため留意されたい。
5、処方箋を用いて湿布薬を投与する場合であっても、コードを用いて湿布薬の1日用量又は投与日数を記載する必要があるか。	5、処方箋料を算定する場合であっても必要となる。

☆ご不明な点がございましたら、FAX(0859-24-3066)でご質問をお寄せください。

